

## 第1回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

- 1 日時：平成19年7月25日（水）14：00～15：15
- 2 場所：年金業務・社会保険庁監視等委員会室（中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 出席者：  
（委員会）葛西委員長、大宅委員長代理、磯村委員、岩瀬委員、住田委員、村岡委員  
（総務省）菅総務大臣、大野副大臣、村木行政管理局長、田部事務室長、長屋主任調査員 ほか  
（社会保険庁）村瀬長官、清水総務部長、青柳運営部長

### 4 議事次第

- (1) 委員照会
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員長代理指名
- (5) 総務大臣あいさつ
- (6) 委員会の設置等について
- (7) 委員会の運営について
- (8) 社会保険庁ヒアリング
- (9) 自由討議（今後の進め方等について）

### 5 会議経過

【田部事務室長】 それでは、ただいまより第1回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催させていただきます。本日は、委員長選出までの間、事務室のほうで司会進行を務めさせていただきます。

初めに、私のほうから簡単に委員の紹介をさせていただきたいと思います。

アイウエオ順で恐縮でございますが、まずは磯村元史委員でございます。

【磯村委員】 お世話になります。

【田部事務室長】 それから岩瀬達哉委員でございます。

【岩瀬委員】 よろしくお願ひします。

【田部事務室長】 大宅映子委員でございます。

【大宅委員】 よろしく申し上げます。

【田部事務室長】 葛西敬之委員でございます。

【葛西委員】 どうぞよろしく申し上げます。

【田部事務室長】 住田裕子委員でございます。

【住田委員】 住田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【田部事務室長】 村岡洋一委員でございます。

【村岡委員】 村岡です。よろしくお願ひいたします。

【田部事務室長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして委員長を選出をお願いしたいと存じます。委員会令によりまして、委員長は委員の互選により選任していただくということになっております。適任と思われる方がいらっしゃいましたら、ご推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。磯村委員。

【磯村委員】 名簿順で失礼いたしますが、できましたら葛西委員に委員長をしていただけますと大変ありがたいと思います。ご存じのようにご見識、ご経験非常に豊かだろうと思いますので、皆さんいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田部事務室長】 ありがとうございます。

それでは、葛西委員へのご推薦がございましたので、葛西委員が委員長にご就任ということになります。それでは、以後の進行を葛西委員長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【葛西委員長】 ただいま委員長に互選をいただきました葛西でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会は、非常に重要な任務を持った委員会でございます。その委員長という重い任務を担うことになりまして、大変緊張しているところでございます。今、年金記録に関する信頼回復というのは、まさに猶予のならない喫緊の課題でございますし、それが当委員会の任務でもあります。年金記録問題に関する対応策、社会保険庁の業務執行に対する監視業務についての皆様方のご協力をいただきながら、微力ではありますが一生懸命やってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、委員長代理につきましては、委員長が指名することになっております。委

員長代理は大宅委員にお願いしたいと存じます。大宅委員、よろしくどうぞお願いいたします。

【大宅委員】 よろしくどうぞお願いいたします。

【葛西委員長】 ここで、本日は大変公務ご多忙の中を菅総務大臣、大野副大臣にお越しただいておりますから、当会の初会合に当たりまして、大臣よりお言葉を賜りたいと思います。今、おいでになるので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(菅総務大臣・大野総務副大臣入室)

公務ご多忙中、菅大臣並びに大野副大臣にお越しいただきましたので、まず大臣から一言ごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

【菅総務大臣】 総務大臣の菅であります。第1回目の年金業務・社会保険庁監視等委員会に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。葛西委員長はじめ、委員の皆さんには大変お忙しい中をこうして委員にご就任をいただきましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。皆さんご承知のとおり、今回の年金問題、国民の皆さんに多大なご心配をおかけいたしております。私たち政府は、安倍総理の発言にもありますように、真面目に働いて年金保険料を納めていただいた国民の皆さん一人残らず給付させていただく、当然のことです。このために、ありとあらゆる対策を講じておるところでございます。委員の皆さんには、そうした非常事態に当たり、この年金記録問題の対応が着実に行われているのかどうか、あるいは社会保険庁の業務が適切に行われているのかどうか、こうしたことを常時監視していただく委員会です。どうぞそうした監視業務の中で新たに取り組むことがありましたら、ぜひ私どもに対しましてご提言をいただければと思います。現在、政府を挙げて年金記録の適正化や年金に関して失われた信頼を取り戻すために、今、全力を挙げて取り組んでおります。どうぞ委員の皆さんにおかれましては、第三者の視点で、そしてまた国民の皆さんの目線に立って、そうした業務をしっかりとチェックしていただいて、こうした年金に対して改革が着実に進むことができますようにぜひお手伝いいただきたいと思います。どうぞ委員会の皆さんのご活躍をお願いいたします。私のごあいさつとさせていただきます。どうぞくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

【葛西委員長】 ありがとうございます。ただいまの菅大臣のご要請を踏まえまして、審議に取り組んでまいりたいと存じます。ここで、せっかくの機会でございますので、各

委員の方から一言ずつ自己紹介をちょうだいしたいと思います。

まず、私自身でございますが、JR東海の会長の葛西と申します。よろしく願います。

それでは、アイウエオ順でひとつよろしく願ひ申し上げます。

【磯村委員】 仰せつかりました磯村でございます。お役所の仕事の経験は全くございませんので、よろしく願ひいたします。

【岩瀬委員】 岩瀬と申します。今回、与えられました使命を全うすべく全力で尽くしたいと思ひます。よろしく願ひします。

【大宅委員】 大宅映子です。今までいろんな審議会をやってきまして、お役所の理不尽さなどは身にしみてわかっているつもりでございます。私の取り柄はしがらみの一切ないこととバランス感覚ということなので、多分年金についてはそんなに詳しくはございませんけれども、お役には立てると思っております。よろしくどうぞ願ひいたします。

【住田委員】 住田でございます。年金に関しましては、2000年ごろに、女性と年金の検討会というものが、厚生大臣の諮問機関としてございました。そのときにかかわらせていただきまして、かなり言いたいことを言って、あのときに実ったものが今回の年金分割ですが、まだまだその意味では生煮えであったのと、それからそもそもあの当時、岩瀬さんのご著書を拝見いたしまして、年金については底深い問題があるということだけは何となくわかっていたのですけれども、今回それが明るみに出て、きちっと対処できるという大きなお仕事だと思ひまして、喜んでお引き受けさせていただきました。どうぞよろしく願ひいたします。

【村岡委員】 早稲田大学の村岡でございます。私の専門はITでございますので、それからお役に立つようにということだと思ひますけれども、ご承知のようにシステムは一切うそをつきません。間違ふのは人間でございます。そういう意味で、私、どこまで説明責任を果たせるようにお役に立てるかわかりませんが、全身全霊を使って努力させていただきますと思ひます。よろしく願ひします。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

ここで菅大臣、大野副大臣におかれましては、公務の都合によりご退席になります。どうもほんとうにお忙しいところをありがとうございました。

【菅総務大臣】 皆さん、よろしくどうぞ願ひ申し上げます。ありがとうございます。

(菅総務大臣・大野総務副大臣退室)

(報道関係者退室)

【葛西委員長】 それでは、次に、委員会を補佐する事務室スタッフにつきまして、村木局長からご紹介をお願い申し上げます。

【村木行政管理局長】 総務省の行政管理局長の村木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。総務省の行政管理局というのは、行政の運営に対する調整という権限を持っております。それから私どもの行政評価局というのは、行政に対する評価、監視、こういう権限を持っております。この2つの局で皆さんの委員会の活動をお支えするというところでございますが、事務方の責任者として、私が、行政管理局長を命じられましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから事務室の職員をご紹介します。委員の活動を十分にお支えするという趣旨で、この建物の7階にスタッフを集めました事務室というのを設けております。十数名の室員がおりますが、その主だった者をこれからご紹介させていただきます。

まず、室長の田部でございます。

【田部事務室長】 田部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。いろいろ不行き届きのこともあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

【村木行政管理局長】 それから、主任調査員が5名おりますが、順次ご紹介いたします。

まず、長屋でございます。

【長屋主任調査員】 長屋でございます。よろしくお願いいたします。

【村木行政管理局長】 内藤でございます。

【内藤主任調査員】 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

【村木行政管理局長】 米澤でございます。

【米澤主任調査員】 米澤でございます。よろしくお願いいたします。

【村木行政管理局長】 武居でございます。

【武居主任調査員】 武居です。よろしくお願いいたします。

【村木行政管理局長】 最後に五味でございます。

【五味主任調査員】 五味です。よろしくお願いいたします。

【村木行政管理局長】 今、ご紹介したメンバー、それから後ろに若手もおりますが、このような面々でこれから委員会の活動をお支えしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【葛西委員長】 続きまして、委員会設置の趣旨、業務等につきまして、事務室からご説

明をお願いします。

【田部事務室長】 それでは、お手元の資料2と打ってあります資料に沿ってご説明申し上げます。年金業務・社会保険庁監視等委員会の設置についてということで、趣旨、業務等についての説明でございます。

まず、設置の趣旨でございますが、ここに書いてございますように、年金記録に対する国民の信頼回復のため、年金記録問題への対応策の実施状況や社会保険庁の業務の執行状況につきまして、第三者の立場からチェックや助言を行うことにより対応策の着実な実施及び業務の適正かつ確実な執行を図るという趣旨のもとに設けられたものでございます。

これはちなみに小さい文字で書いてございますように、去る7月5日に、政府・与党連絡協議会のもとで、年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について、いわゆる政策パッケージが決められております。この中で、今回の年金業務・社会保険庁監視等委員会の設置が盛り込まれたところでございます。これを受けまして、去る7月17日に関連政令の閣議決定が行われたところでございます。

次に、業務でございますが、これは総務大臣の求めに応じまして、年金記録問題の対応策その他の社会保険庁の業務に係る重要事項についての調査審議を行っていただくというものでございます。このため、社会保険庁からのヒアリングや資料要求等により、社会保険庁の業務の実施状況を常時把握する、それから調査審議結果を踏まえて随時総務大臣に意見を具申していただくというものでございます。いただいた意見については、総務大臣は委員会の意見を踏まえ、所要の評価、監視、調整等を実施し、必要な場合には厚生労働大臣、または社会保険庁長官に対し勧告を行うというものでございます。

設置期間につきましては、日本年金機構法の施行の日、新たに設置されます日本年金機構が立ち上がる日までの間、2年半ちょっととなっております。

ちなみに次のページにつけてございますのは、先ほど申しました7月5日に政府・与党連絡協議会においてまとめられました年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立の概要でございます。ここに書いてございますように、年金記録の名寄せをはじめとするさまざまな改革方策が盛り込まれているところでございます。しかも、これは実施時期等につきましても、一応スケジュールが示されておるものでございます。こういったところを踏まえながら、当委員会においては、着実な改革が行われるよう、チェックをしていただくという趣旨のものでございます。

当委員会の設置の趣旨等につきましては以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明のありました事柄につきまして、何か委員の方からご質問等ありますでしょうか。ありましたらどうぞ。

【大宅委員】 ちょっといいですか。ほかの委員会がありますよね、それとこの委員会との関連をちょっと御説明いただけますか。

【田部事務室長】 資料2の2枚目、4番目に年金記録確認第三者委員会、それと7番目に年金記録問題検証委員会、これが既に立ち上がって活動しております。これらと連携をとりながら活動していくということで、この委員会そのものの活動状況をチェックするという趣旨ではございません。あくまでチェックするのはそれ以外の、ここで言っている1、2、3、5、6の状況、それからそれに関連します社会保険庁全体の業務管理、そういったものが対象となります。したがって、この第三者委員会、それから検証委員会とは、ともに連携をとりながら活動していくという位置づけになろうかと思えます。

【大宅委員】 そうすると、記録問題発生の経緯、原因というこの検証委員会のほうが出てこない、それに関してはこちらは何もできないとか、そういうことですか。

【田部事務室長】 いや、そういうことではございませんで、当然今、現在行われている例えば名寄せの作業状況、あるいはこれから行います年金記録、コンピュータとの突き合わせ、そういったものの取り組み状況、こういったものは常時監視をするのが、当委員会の任務でございます。検証委員会は検証委員会としてその原因ですとかその責任、そういったものを今、検証している段階でございますが、それとは直接かかわってくるものも将来出てこようかとは思いますが、それを待つまでもなく、今、現在の社会保険庁の取り組み状況、こういったものを現段階からチェックをお願いしたいというものでございます。

【大宅委員】 はい、わかりました。

【村岡委員】 一つよろしいですか。

今、最後に出てきました記録の名寄せの問題とかいろいろあると思うのですが、今日はいいんですけども、多分これからやりながら追々わかってくることだろうと思うんですが、細かな問題をこの場で議論し切れませんね、多分、時間が有限です。それから少なくとも私がどこまで理解し、説明責任を果たさなきゃいけないのかということについては、繰り返し走りながらだと思えますけれども、事務室のほうでもいろいろアドバイスいただきたいと思うんですが。

【田部事務室長】 はい。最大限サポートさせていただきたいと思えます。

【葛西委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、次に、委員会の運営につきまして、運営規則を定めたいと存じます。事務室からご説明をお願いします。

【長屋主任調査員】 資料3に運営規則（案）というものを準備してございます。申し上げます。

第1条から第4条まで趣旨、会議の招集、議長、意見の開陳と、一般的な規定としてございます。第5条に公開の定めをしてございます。委員会の会議は原則として非公開とする。自由闊達な意見交換ができる環境が重要であろうかと思っております。委員長が必要と認めるときは公開とすることができる。それから議事録、議事要旨は原則公開とする。議事要旨につきましては、できるだけ翌日ぐらいにはインターネットで公開できるようなことを目標に事務室のほうで作成いたしたいと思っております。委員長の確認を経た上で公表という運びを考えております。会議資料も原則公開、それから会議の終了後には委員長は記者会見を行い、議事内容を説明する。委員長は、必要に応じて記者会見の代理の者、あるいは委員長に随伴する者を指名することができるとしてございます。

それから部会につきましても、今、申し上げたようなことを準用する。あと、雑則と、以上のようになっております。

以上でございます。

【葛西委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。

それでは、この件につきましては案のとおりということにさせていただきたいと思っております。なお、委員が日常的な活動を行えますように、事務室に委員用の机を2つ用意することにいたしております。ご提案になった岩瀬委員、磯村委員から何かご発言がございましたらお願いしたいと思います。

【磯村委員】 今のところはとりあえず。追々、また。

【葛西委員長】 よろしいですか。

【岩瀬委員】 大丈夫です。

【葛西委員長】 それでは、特に付加的にご説明するところは今のところないということですので、今度は続きまして社会保険庁からのヒアリングを行いたいと思っております。

(社会保険庁入室)

【村瀬社会保険庁長官】 長官の村瀬でございます。よろしくお願いいたします。

今日、私の右側が総務部長の清水、それから左側が運営部長の青柳でございます。よろしくお願いいたします。

【葛西委員長】 ただいま自己紹介いただきましたが、村瀬社会保険庁長官、清水総務部長、青柳運営部長にお越しいただいておりますので、政府で取りまとめた年金の問題についての政策パッケージの推進についての、決意表明も含めまして、進捗状況につきまして手短にお話しいただきたいと思っております。

【青柳運営部長】 運営部長の青柳でございます。

今、委員長のほうから政府でまとめたパッケージについてご説明をということでございました。お手元に用意させていただいておりますが、年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について、資料4というものをお手元に用意させていただいております。このペーパーにつきましては、去る7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会の場におきまして決定いただきました年金記録問題の対応に関する総合パッケージ策という形になっております。これの内容を全部ご説明いたしますと、大変にお時間も頂戴するようなこととなりますので、特にあらかじめ事務局のほうからこの中でこの中心になっておるところの5000万件の名寄せの取り組み状況を中心にご説明するようにと仰せつかっておりますので、これを中心にご説明させていただきます。それ以外の点については、大変恐縮でございますが、後ほど資料をご参照いただければと存じます。

まず、この資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページのところに、1、年金記録の名寄せ、(1) 5000万件の記録とすべての方の記録の名寄せという項目がございます。この問題は、基礎年金番号というのを私ども平成9年から、年金制度においては、すべての方に1つの番号を、一生の間に使っていただく。このことによって年金記録を、もちろんきちんと管理することと合わせて、さまざまなご案内なども必ずお届けできるようにということを構想いたしまして、平成9年から取り組んでおるものでございますけれども、この基礎年金番号に、残念ながら未統合である記録が相当数存在するのではないだろうか。そして、この未統合であることを解消するために、すべての年金受給者それから加入者の方等、未統合の記録を名寄せする作業を平成19年12月から平成20年3月までを目途に実施するということが明記されているところでございます。

また、ちょっと飛んでいただいて大変恐縮でございますが、5ページをお開きいただきますと、すべての方への加入履歴のお知らせ、ねんきん特別便という項目がございます。

この今、申しあげました名寄せによりまして、その記録が基礎年金番号で管理されている記録と結びつくのではないかと思われるような方につきましては、まず、(1)にございますが、平成19年12月から来年の3月を目途に結びつくのではないかということの旨と、加入履歴をご通知申しあげまして、記録の訂正を行うということとされております。なお、ここまで申しあげて、具体的な全体像がつかみにくいというお叱りを受けるかと思ひまして、その資料の後ろにカラー刷りで3枚、参考資料をつけさせていただいております。ただいま私が申しあげました件については、その参考資料の2枚目のところに図がございます。年金記録の管理の現状、イメージという図がございます。5000万件という記録はどういうものであるか。一番右のところにある欄でございますが、基礎年金番号以外の番号で管理されているものがまだ5000万件残っている。そして、それが今、申しあげた基礎年金番号とどのような関係になっているのか、基礎年金番号という形で管理されているものは、人数で申しあげますと、今、現存の方、1億人の番号が管理されているわけでございますが、記録ベースで申しあげますと、2億5000万件ある。1人の方がさまざまな制度に入ることによって、複数の番号を持っておられたケースも過去にはあったわけでございますので、これを現在、1億人分に番号として統合したわけでございますが、それがさまざまな事情でされていないものがあるのではないかというのがこの5000万件ということでございます。ただ、その中には、複数の番号を持っているために将来的に給付につながる可能性のある方の記録も含まれているかと存じますが、残念ながら死亡されたけれども、そのことの届け出がなされていないような方の記録、あるいは加入期間が短いままに退職されて、その後年金に結びつかなかったような方の記録、あるいは結婚退職等で脱退手当金を受給された方の記録など、今後、年金の受給等に結びつく可能性が低い、ほとんどない方の記録というものも含まれておるということが、この5000万件の内訳でございます。

この名寄せから通知にわたります作業の実施に当たりましては、かなり厳密に、同一人であるかどうかということのチェックをする、いわば第一次の名寄せというものと、それから同一性の条件をかなり緩めて実施します第二次、第三次の名寄せというもので、順次これを実施いたしまして、その都度その旨を通知申しあげていくという方式で進めていくことを予定しております。このあたりのことが、お手元の資料の参考資料、例えば3ページ目に、今、申しあげた一次、二次というのはどんなイメージで名寄せを具体的にやっていくのだろうかということの例示がございます。また、1ページには、スケジュール的

なことが書いてございまして、先ほど申し上げましたように平成19年12月から順次記録が結びつくと思われる方について、20年3月をめどに発送、通知をしていくということが書かれているわけでございます。

また、本文の5ページにお戻りいただきまして、大変恐縮でございますが、(2)のところでございますが、ただいまは名寄せによりまして、同一人である可能性があると思われる方について、そのご通知を申し上げるということを申し上げたわけですが、なかなかそういうことに該当するものがない、あるいはずっと一つの制度にその方が入っておられるという記録が残っておるといような方々につきましても、年金を既に受給しておられる方については、平成20年の4月、5月を目途に、さらに加入しておられる方については、6月から10月を目途に、加入履歴をお知らせいたしまして、ご確認をいただくとともに、必要があればその記録の訂正を行わせていただくということを考えております。したがって、最終的には、先ほど申し上げました1億人の方すべての方々にご連絡を申し上げるということを予定しておるといことでございます。

以上が、この年金加入記録体制の確立についてということについて、特にいわゆる5000万件の記録問題についての大変簡単な概略を申し上げたわけでございますが、目次のところにちょっと戻っていただきまして、簡単にそのほかの全容について事項のみ紹介させていただきますと、ただいま申し上げました年金記録の名寄せの前倒し、そしてすべての方への加入履歴のお知らせ、これにはさまざまに付随いたします他の記録、よくマスコミ等では例えば1430万件の記録でありますとか、あるいは共済の記録はどうなるんだろうかというようなことも話題になっておるわけでございますが、こういったものについても、ただいま申し上げたスケジュールに合わせて、それぞれの状態、態様に応じて対策を講じていくということがここに整理されてございます。また、こういったいわばコンピュータの上に残っておるものの記録の扱いに加えまして、それらの元になりました紙またはマイクロフィルムで保管されております台帳類、こういったものとの突き合わせについても、計画的にこれを実施していくということがこの中で定められておるわけでございます。

また、それらの記録に痕跡がない、しかしながらご本人は確かに年金保険料を納めたというお申し立てをされているような方につきましては、年金記録確認第三者委員会というのを総務省に設けていただきまして、ここでその申し立ての方のお考えをよく伺った上でご判断をいただくという仕組みが既にできておるわけでございますが、こういったことを

講じるという中身、さらにこれらと合わせまして、自分の年金記録についてご心配の方や、あるいはさまざまな通知類、書類が送られてきたことに対してのお問い合わせをしていただくための相談体制の拡充についても、第二という大きな項目を立てて整理させていただいております。また、これらは既に過去において起こりましたさまざまなことについての対応ということになるわけですが、今後新たな年金記録管理システムの構築ということで、一つは住基ネットワークと基礎年金番号との突合によりまして、年金記録管理を進めていく仕組みというのが、先日成立いたしました法律改正によって、平成23年度から実施されるということになっておりますので、このことについてのご紹介と合わせまして、将来的には社会保障カードという形で、こうした年金記録問題をいわば抜本的に改善するための新しい提案といったようなことが記されておるわけでございます。

なお、この記録問題に関連いたしまして、幾つかの点が触れられておるわけでございますが、一つは、これも先日法律が成立いたしました年金時効特例法、記録の問題が過去にさかのぼって是正されたときに、これまでの法律におきましては時効の問題がございまして、一定期間以上さかのぼってその給付をお支払いすることができないという問題がございましたが、これを議員立法によって特例法をつくっていただきまして、年金の増額ができるような手当てをしていただいたということについての関連事項、さらに、年金記録問題検証委員会によりまして、これまで私どものやっておりました業務のやり方について、どういうところに問題があったのか、システム上の問題、あるいは仕事のやり方の問題について別途検証をいただいておりますのでございます。

なお、最後に、この対応におきましては、12ページのところに、今日、開催いただきました本委員会の設置につきましても触れられておりますので、念のためにご紹介させていただきたいと存じます。限られた時間でございますので、私のほうからは、以上、概略のみにとどめさせていただきます。ありがとうございました。

**【葛西委員長】** ただいまの説明につきまして、何か委員のほうからご質問はございますでしょうか。

**【岩瀬委員】** 非常に基本的なことをお聞きしたいんですけども、5000万件の記録というのは、ここにあります3億件の記録から基礎年金番号を振ることができた2億5000万件の記録を単純に差し引いた残った記録ということによろしいのでしょうか。

**【青柳運営部長】** 基礎年金番号を導入する際に、3億件ほど記録がありました。それをまずは基礎年金番号に統合するというところで、現在、1億400万件ぐらい正確にいうと

数があるわけでございます。この作業をやる過程で、一つには、不十分ではあったわけですが、この年金記録が同じ人のものではないかと疑われるものについての名寄せ作業もいたしました。また、もっとその前から言えば、ご本人に、1億人にすべて、あなたの基礎年金番号はこうなりましたよというお知らせをしたわけですが、その際に、もしこれ以外に自分で過去に入っていた制度があれば教えてくださいということで、返信用はがきに記載していただいて、お返事をいただいた、こういうことをさせていただきまして、その過程で、人数で申し上げれば1800万人の方にそういったお便りを差し上げて、900万人ぐらいの方がその結果として基礎年金番号に統合されたという経緯がございます。そういった経緯も踏まえまして、数だけで申し上げれば、今、岩瀬委員からお尋ねがありましたように、2億5000万分はうまく1億に統合できたのだけれども、残り5000万分が統合できない形で残ったと。

【岩瀬委員】 残った記録ですね。単純に差し引き、引き算をして残った数字が5000万だったということですね。

【青柳運営部長】 実はこれは、途中の経過管理を、例えば年度ごとにでもしていけばよかったです。私どもとして毎年毎年これが幾つずつ減っていったかというようなことの経過管理ができなくて、こういうことになっております。

【岩瀬委員】 もちろんいいんです。そういう中で、この5000万という数字は、今年の2月に発表されたわけですね。去年の6月に、65歳以上で2300万という数字が発表されていますね。その時点で5000万という数字をつかんでいたのでしょうか、つかんでいなかったのでしょうか。

【青柳運営部長】 残念ながらこれは、一定の要件をかけてシステムの中から抜いてこなければわからない数字でございますので、5000万件という数字は、去年の6月の段階では承知しておりませんでした。

【岩瀬委員】 つまり、65歳以上でかけているから持っていなかったということですね。それを、その時点で国会に報告されて、民主党から全体を見せろと言われて、随分、早く発表しろ発表しろという追及があったと思うのですけれども、請求はあったと思います。

【青柳運営部長】 正確に申し上げますと、今回の手続は……。

【岩瀬委員】 わかります。予備的調査によって出たということですね。その前に、議事録を読みますと、長妻議員なんかは、もう少し全体像を見せてほしいから出してもらえないかということを国会質問されているわけですね。その時点ですぐ65歳以外の部分

も条件をかけて出せば、5000万という数字は比較的早く拾えたのではないかと思うんですけれども、やっぱり6カ月、8カ月ぐらいかかる作業を伴うのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

【青柳運営部長】 要件さえ定めれば、一定の時間さえいただければ。

【岩瀬委員】 8カ月もかからない作業ですね。

【青柳運営部長】 その要件の範囲の中で出してこられる数字であることは間違いありません。

【岩瀬委員】 なぜあの時点で65歳以上だけ出して、全体を見せてほしいという要望があったにもかかわらず、なかなかお出しにならなかった理由というのは何なのか、僕はすごく疑問なんですけれども、教えていただけませんか。

【村瀬社会保険庁長官】 ちょっとよろしいですか。私は当時、国会で答弁しておりますけれども、私の記憶では、65歳以上の方の未統合の記録が幾つあるという数字は国会で出ましたけれども、すべての方の未統合件数を示せという問い合わせは、そのときは私はなかったと記憶しております。それは、予備的調査が来まして、私どもとしますと、1999年2月にお答え申し上げた、そのときに初めて未統合記録というのは5000万件を超える数字になったと、こういう形で記憶しております。

【岩瀬委員】 ということは、予備的調査を民主党がかけるまでは、全体的な数字を示せという要望はなかったということですね。

【村瀬社会保険庁長官】 ええ、そういうふうに私は記憶しております。

【岩瀬委員】 僕がいろいろ聞いてみると、まあ、これから議事録もいろいろ調べてみますけれども、民主党の先生なんかになると、なぜ出してもらえなかったのか、随分引っ張られたというようなことをおっしゃっている方がいたものですから。こんなものは、条件さえかければ簡単に出せる数字だと思うんです。2300万件が出た後に、みんな当然全体を知りたいというふうになって、そういう声もあったと思うんですけれども、それを積極的に社会保険庁のほうから全体像を見せていくということのほうが、要するに不安を静めるというか、この問題に対してきちんとした説明をするという意味では、むしろとるべき態度ではなかったかと思うんですが、そういうことをやらなかったというのは、ただ請求されなかったからやらなかったということですか。

【村瀬社会保険庁長官】 ちょっとよろしいですか。これは、5000万の記録ということ、これからお調べいただければわかると思いますけれども、平成8年以前の基本的には

統合されていない記録がございまして、その記録からご本人を特定する例えば住所であるとか、そういうところはなかなかできない記録なわけです。具体的に何かといいますと、平成8年段階、平成9年の基礎年金番号統合に1人1番必ず付番しにいったわけです。したがってそれに付番できない人の分が残っているということは、それ以前の記録なわけです。例えば厚生年金であれば名前しかない、それから国民年金であれば、例えば旧住所の方の記録になる可能性がある。そうすると、そこからご本人の特定ができる仕組みがわかるのであれば、そこからアプローチできるわけですが、最終的にはこれは国会での長妻議員の質問等を見ていただければわかりますけれども、基本的には基礎年金番号と統合しない限り、本人まで行き着かない記録になるわけです。そうしますと、被保険者名簿、もしくは受給者名簿等、何らかの形で一緒にして本人を特定する仕組みをつくらない限りは、なかなか特定できない。

**【岩瀬委員】** いや、だから特定プロセスではなくて、この全体像を、今、どれぐらいが、基礎年金番号を振られていない記録があるんだと。これはそういう要求は多分あったと思うんですけども、なぜ出さなかったのかなと、素朴な疑問なんです。

**【青柳運営部長】** そこは、むしろ私ども、政策的なプライオリティは、それが5000万あるか6000万あるのかということをはっきりと明らかにする以上に、まさにそういう意味で、例えば年金記録についてご心配がある方について、きちんとお答えを個々にしていくということに優先的な政策順位を考えました。したがってご存じのように、昨年8月以降、年金記録の特別相談体制というのを組み立てていただいて、今年の3月末までに215万人の方に現にご相談いただいたわけなので、我々はむしろそっちのほうでご心配なりご不安があればきちんとお答えしていく、そのために、必要な社会保険事務所から本庁までの体制を組むということにむしろ政策的な重点を置いたというのが真実です。

**【岩瀬委員】** 当然それはやるべきことだと思いますけれども、でも、全体像が見えないと、やっぱりいろんな不安というか疑心暗鬼が起こって、年金問題というのは、非常に心理的な問題というのが僕は大きいと思うのです。だから、65歳以上だけ出てきちゃって、あとの部分が見えないとなると、やっぱりみんな不安になるわけですね。いきなり今年の2月に5000万と出てくれば、いや、普通の人は大体2人に1人は記録が消えているんじゃないかというふうに考えがちだと思うんです。だから、社保庁の政策の実行の仕方としても、今、一体どれだけのことがわかっているのか。そして何がわからないのかということをはっきりとした上で、このいわゆる宙に浮いた年金の特定をする作業だとか、相談す

る作業だとか、そういうのは当然並行的にやっていくべきことだと思うんですけども、この5000万という数字をなぜ2月まで出さなかったのか、つまり予備的調査がない限りは、積極的に出す必要がないということだったわけですか。

【青柳運営部長】 大変に恐縮なんですけれども、5000万という数字の、さっき長官から申しあげましたように、統合されていない記録のほうから物事をアプローチしようと思っても、どこにも行き着かないんです。その記録が、例えばこういう記録があって、その昔だれだれが入っていたという記録の塊なわけですから、そうすると私どもはその5000万というとつかまりようのない記録をいくらじっても意味はないともとも思っていましたので。

【岩瀬委員】 意味がなくはないでしょう。

【青柳運営部長】 むしろそれよりも、さっき申しあげたように、まさに……。

【岩瀬委員】 この5000万の数字を、一つ一つだれの記録なのか特定する作業を今、やられるわけですね。だから非常に重要じゃないですか。

【青柳運営部長】 いや、そうではなくて、これはご存じのように、さっき申しあげたように平成9年に1回そういうやり方をしたけれども、それに不十分なところがあったんじゃないかというのが、国会の審議の中でも確認されたわけですね。何が不十分であったかという、一つは55歳以上の方については、年金受給時に、その裁定時に来ていただければそれで十分結びつくじゃないかということから、その名寄せをしなかったということも一つの不十分なところでありましたし、また、そのことについて年々、まさに3億がどうやって5000万になったかということの管理もしていなかったということも不十分であったわけですから、そういう不十分であるというご指摘を踏まえて、今回の対応をしたということでご理解いただきたいと思います。

【岩瀬委員】 じゃ、これは5000万の中身というのはわかっていらっしゃるのですか。

【葛西委員長】 時間の関係もありますので、今、お話を伺っていると、何か政策的なオプションだという感じもするけれども、それはシリーズにあるべきものではなくて、5000万件についても発表し、かつ併行して中身も詰めていくということをなぜやらなかったのかというのが岩瀬委員の質問だと思うのですが、それにお答えになっていませんよね。

【大宅委員】 それで、これがこんなふうになると思っていたら、みんながびっくりしちゃったのはなぜだろうと思っていちゃいますか、もしかして。

【磯村委員】 関連してもう一つあるんです。実は、安倍総理が政府の答弁書の中で5000万件の実態については精査させておられますということを述べておられるように答弁書に書いてあるんですね。これはご存じでいらっしゃるでしょうか。その精査に対して、内閣もしくは安倍総理に対してご返事はされたのでしょうか。

【青柳運営部長】 5000万件についての精査というお話が出てきましたのは、実は参議院の厚生労働委員会で柳澤大臣もお答えをしておるんですけども、この名寄せの作業というのは、まずは最優先で取り組むけれども、これをいわば合間を縫った形で、この5000万件についてどういう中身のものであるかということについて、並行して検証させていただきますということはお答えしておりますので、またこれは、どういうやり方……。

【磯村委員】 お伝えになったのかなっていないのかを伺っているのです。

【青柳運営部長】 これからの検討ということになっております。

【磯村委員】 これからですか。いつごろになりそうですか。

【青柳運営部長】 これについては、実はいろんな形でこの5000万件をやるべしというアプローチが来ております。

【磯村委員】 いつごろになりそうですか。

【青柳運営部長】 日程は決まっておりません。

【磯村委員】 いつになるかわからない、ということですか。

【岩瀬委員】 でも、今年の2月に安倍総理のほうから中身について精査しろというオーダーが出ているわけですよね。まだやっていないんですか。

【青柳運営部長】 繰り返しになって大変恐縮ですが、5000万件は、一つ一つはこういう名前の人がいついつ加入したという記録の積み重ねだけなんです。ですから、5000万件のところをどうひっくり返しても、それからその5000万件は何だということが出てこないという性格を実は基本的に持っています。したがって、それをどういうふうに調理するというか、整理するかということのをこれから検討して明らかにしていかなければいけないという状況です。

【葛西委員長】 何カ月もたっていて、しかるべき返事もしない、わからないままにしておいて、そのままで時間がたつというのは、極めて不誠実ですよね。すぐ出るものでないならすぐ出るものでないと、その場でお答えすべきですよ。

【大宅委員】 その場ですぐそう言わないと。

【岩瀬委員】 ちょっといいですか。

その名寄せするに当たっても、5000万の中身がわかっていないと、名寄せというのは効率的にできないんじゃないでしょうか。というのは、中には、今回の質問主意書に対する答弁書の中で、名前の記録がないのがあるというのがありましたね。これは何件ぐらいあるのかというものはっきりさせておかないと、名寄せをやったって意味がないと思いますし、氏名不詳の記録の中にも、いろんな条件があるわけですね。単に名前が読みにくいというだけじゃなくて、外国人の記録があったり、いわゆるJIS規格以外の外字が入っていて拾えないとか、そういうことをきちんと予定を組んだ上で名寄せプログラムをつくらないと、あまり意味がないと思うんですけども、6カ月、つまり2月ですからもうほとんど6カ月ぐらいたって、半年たって総理の意向に対して何もやっていないというのは、かなり問題じゃないでしょうか。

【葛西委員長】 時間的に限りがありますので、また日を改めて詳しくお伺いすることにしたと思うんですが、少なくとも指示を受けたことに対応せず、それで今、聞かれてそれはわからないというのは極めて不誠実な態度であって、ちょっと常識として考えられないような対応だと思うんです。ですから、これは改めてお伺いすることにしたと思います。

そのほかに何か。

【磯村委員】 関連してなんですが、今のお話を信用しないというわけじゃないんですが、我々なりに、できましたら高井戸か三鷹の現場の方に、何か手がかりがないのか、その辺もお伺いする意味で、ちょっとお邪魔してみたいと思うんですが、どんなものでございましょうか。

【葛西委員長】 いかがでしょう。

【岩瀬委員】 いや、ぜひ行きたいですね。

【葛西委員長】 皆さん、ご異論なければ、可及的速やかにそういう機会を得たいというふうに思います。可及的速やかにということは、今日はちょっと無理でしょうから、早ければ明日以降ということで、後でご相談の上でご連絡申し上げるということにさせていただきたいと思いますので、対応方よろしくをお願いします。

【磯村委員】 よろしくお願ひいたします。

【葛西委員長】 それから、社会保険庁の問題というのは、今、国民に不安を与えている最大の問題でありますから、これから2年余りの間にそれを片づけていくわけですけども、今までどうであったということについて、過去における無謬性を主張する余りに、現

実を明らかにしないという形になりますと、すべてが遅れていきますし、解決できるものも解決できなくなりますから、社会保険庁の事務を遂行する責任を持っている方々は、やっぱりここでもって心機一転するというか、生まれ変わった形になって過去を清算するというつもりでやっていただかないと、日本の国の信用というのは永久に失われてしまいますね。ですからその覚悟だけはここで確認しておきたいと思うんですけれども、よろしいですか。

【村瀬社会保険庁長官】 結構です。

【葛西委員長】 そういうことでよろしくお願いします。

【村瀬社会保険庁長官】 はい。

【大宅委員】 すみません。もう一つこの資料4に記名がないんですけれども、わざとですか。社会保険庁なり社会保険庁長官なり、だれがこれを書いたのかがどこにもないんです。

【青柳運営部長】 先ほどちょっと申し上げましたように、実はこれは年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会というところでお決めいただいたものですから、それで私どものクレジットがついていないというのは、そういう事情でございます。

【岩瀬委員】 それで、ちょっと細かいことを聞くようですが、インターネットで引くと、そこには政府・与党と書いているんです。今日、配られたのは消されているんですけど、何か意図があるのですか。

【青柳運営部長】 特段中身についてお知らせをするという趣旨だけだったと思います。

【清水総務部長】 これがたしか現物だったものです。

【岩瀬委員】 そうですか。いや、僕は、社保庁のホームページからインターネットで落としたんですけれども、それには政府・与党と入っているのです。

【清水総務部長】 決まった後にそれをつくったので。

【磯村委員】 まあ、これからは日付と出所だけはきちんとひとつお入れくださるようによろしくお願いします。

【葛西委員長】 それでは、ちょっと時間もありますので、今日はありがとうございました。

【村瀬社会保険庁長官】 またよろしくお願ひ申し上げます。

【葛西委員長】 視察の件については、また後ほどご連絡を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

【磯村委員】 ご苦労さまでした。

(社会保険庁退出)

【葛西委員長】 続きまして、当面のスケジュール等につきまして、事務局から説明をいただきました後、本委員会の今後の進め方等についてご議論をいただきたいと思います。

まずは事務局から説明をお願いします。

【長屋主任調査員】 資料5に当面のスケジュール等についてとございます。本日が第1回会議、第2回会議を8月中と書いてございます。追って委員の先生方のご都合を事務的に確認させていただければと思っております。一応この場では社保庁からのヒアリングで、年金記録問題、社会保険庁改革への取り組み全般ということが考えられるのではないかとということで掲げてございます。

それから、今お話がございましたけれども、早速現場の業務状況を把握することが重要であろうということで、関係部署を視察するという事も考えられようかと。

それから委員会でございますけれども、頻度につきましては月一、二回程度開催、意見などを取りまとめる際には頻度がもう少し多くなるかと思えます。

それから総務大臣に対して適時に意見具申を行う。総務大臣はそれを受けまして、必要に応じ勧告ということになるかと思えます。

ということを経まして、この委員会自体は22年1月に日本年金機構が発足する予定でございますが、その時点をもって設置期限ということとなっております。

右側の関連スケジュールにつきましては、今の政策パッケージの関係の対応するスケジュールを掲げてございます。

以上でございます。

【葛西委員長】 それに関しまして、岩瀬委員、磯村委員のほうから、第2回会議の検討事項について、資料6のようなご提案がございました。両委員からご説明をよろしくお願いします。

【磯村委員】 大変僭越でございますが、できれば次回でこういったことについてご審議いただければありがたいと思ってこんな資料をつけてみました。

現在、記録というのが、ご承知のように紙ベースの原簿、一番左に書いてございます。それからその原簿を微細なマイクロフィルムに写した、通常MFとかマイクロフィルムとか言われているものでございます。

それからその原簿をコンピュータに入れたものを磁気テープで保管しているのがご

ございます。それからそのほか、一般の企業でございますと、もう磁気テープというのは大分古くなっておりまして、その他の電磁媒体がほとんどウェートを占めているのですが、どうも社会保険庁さんはこの辺があるのかなのか、これは私も承知しておりません。

この4種類の形で記録が残されておるのですが、その残されております場所が高井戸の業務センター、あるいは三鷹のセンターですね。それから地方の47都道府県にございます地方社会保険事務局、これは中二階の組織でございます。この倉庫に一部あるというふうに聞いております。それから社会保険事務所、全国に今、309ございますが、ここの個別の倉庫。それからかつて国民年金の事務の委任を受けておりました市区町村がまだ全国約二千幾つございますが、そのうちの8割前後が倉庫に保管している、主としてこれは紙ベースでございます。一部社会保険庁から発表の数字がありましたのが、記載の例示ですが、総数1億3900万件の中の9000万件が市町村に保管されているということでございます。

それから一番右に書いてございます民間の保管業者に保管されている。こういったあっちこっちにばらばらある記録を実はこれから1年かけて名寄せし、皆さんに履歴を送って確実に何とかかんとかというふうなことがほんとうにできるのかどうか、そのためにはまず、このあっちこっちにある場所に一体何がどれだけあるのか、これを調べるのが一番先決かなと思ひまして、こんな資料をお配りさせていただいた次第でございます。よろしくお願いいたします。

【葛西委員長】 ただいまのご提案につきまして、何かご意見はございますか。

【村岡委員】 これについては全く異論はございません。

【葛西委員長】 それでは、今日の会議の検討事項はほぼ終わったと考えるので、これで委員会を終了させていただきたいと思ひます。次回の委員会の開催につきましては、事務室からご連絡をいただくということにしたいと思ひます。

以 上